（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。附則第二条において「指定地域密着型サービス基準」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　運営に関する基準（第九条―第四十条）」を「第二章の二　基本方針（第十九条）
第一節　人員に関する基準（第二十条）
第二節　設備に関する基準（第二十一条）
第三節　運営に関する基準（第二十二条―第三十七条）
第四節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第三十八条・第三十九条）
第五節　この節の趣旨及び準用（第四十条・第四十条の二）
第一款　人員に関する基準（第四十条の三・第四十条の四）
第二款　設備に関する基準（第四十条の五―第四十条の十六）
第三款　運営に関する基準（第九条―第十八条）
第四款　認知症対応型通所介護の運営に関する基準（第二十条・第二十一条）
第三章　認知症対応型通所介護（第二十二条―第三十七条）」に改める。

第一条第一号中「第七条」の下に「、第二十条、第二十一条、第四十条、第四十条の二」を加え、同条第二号中「第六十七条第一項」を「第四十条の四第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第六十七条第一項」に改め、同条第四号中「第三条の七第一項（第十八条」の下に「、第三十七条」を、「第三条の八（第十八条」及び「第三条の三十三（第十八条」の下に「、第三十七条、第四十条の十六」を、「限る。）」の下に「、第三十五条（第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。）、第四十条の五第一項」を加え、同条第五号中「第九十三条第一項」を「第四十条の三、第九十三条第一項」に改める。

第三条の十二中「及び第四十八条」を「、第二十三条、第四十条の六及び第四十条の七」に改める。

第三条の十四及び第三条の十五中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第三条の二十八第二項及び第十三条第二項中「この章」を「この節」に改める。

第十九条から第四十条までを削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　地域密着型通所介護

第一節　基本方針

（基本方針）

第十九条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第二十条　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四　機能訓練指導員　一以上

2　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8　指定地域密着型通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。